

退職給付専門委員会での審議状況 ディスカッション・ポイント

1. 専門委員会での審議状況と今後の日程

日 程		審議事項
2月18日（木）（済み）	専門委員会（最終）	公開草案の文案検討
2月25日（木）	企業会計基準委員会	公開草案の文案検討
3月11日（木）	企業会計基準委員会	公開草案の公表議決予定

2. 前回委員会からの主な変更点

以下の点を中心に、文案についてご意見、ご確認事項があればいただきたい。

- 前回親委員会でご指摘のあった、過去勤務費用と制度の終了の認識時点の明確化をはかっている（指針背景105）。
- 表示について、特別損益に表示できる過去勤務費用は、一括処理した場合のものであることとした（基準本文28、背景73）。
- 本公開草案は、包括利益計算書の公開草案を前提としていることを留意的に記載（基準背景46）した。
- 退職給付見込額の期間帰属方法について、「給付算定式に従う方法」によった場合の処理方法及び考え方を、より明確にした（指針本文11-13、背景76-77）。
- 未認識数理計算上の差異及び過去勤務費用の具体的な処理方法（組替調整を含む。）を記載した（指針本文33）。
- 改正前指針（JICPAの実務指針）の設例を、本公開草案の処理（未認識項目をその他の包括利益累計額で認識）を前提とするものに置き換えた。なお、設例で使用されている金額を基本的に変えていないが、会計基準変更時差異に関連する部分については、今回の文案の中では削除している（設例4-10）。
- 注記事項について、事業主が受給権者に直接支払う給付額についても、翌年分の概算を注記することとした（指針本文61、背景116）。
- 複数事業主制度のうち、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できる（確定拠出制度に準じた会計処理をしないことになる）」と一律にみなすケースについて、改正前指針よりも限定的にしている（指針本文65、背景120）。
- JICPAの実務指針と同様に、日本アクチュアリー会・日本年金数理人会の「退職給付会計に係る実務基準」の一部を抜粋して、適用指針に添付している（指針資料）。
- その他（会計基準案の範囲の明確化－基準本文3、年金資産の定義の書き方の見直し－基準本文7、改廃される会計基準等の明示－基準本文39、指針本文71など）

以上